

今回のテーマ： 英国 M&A 時における会計処理の留意点
はじめに

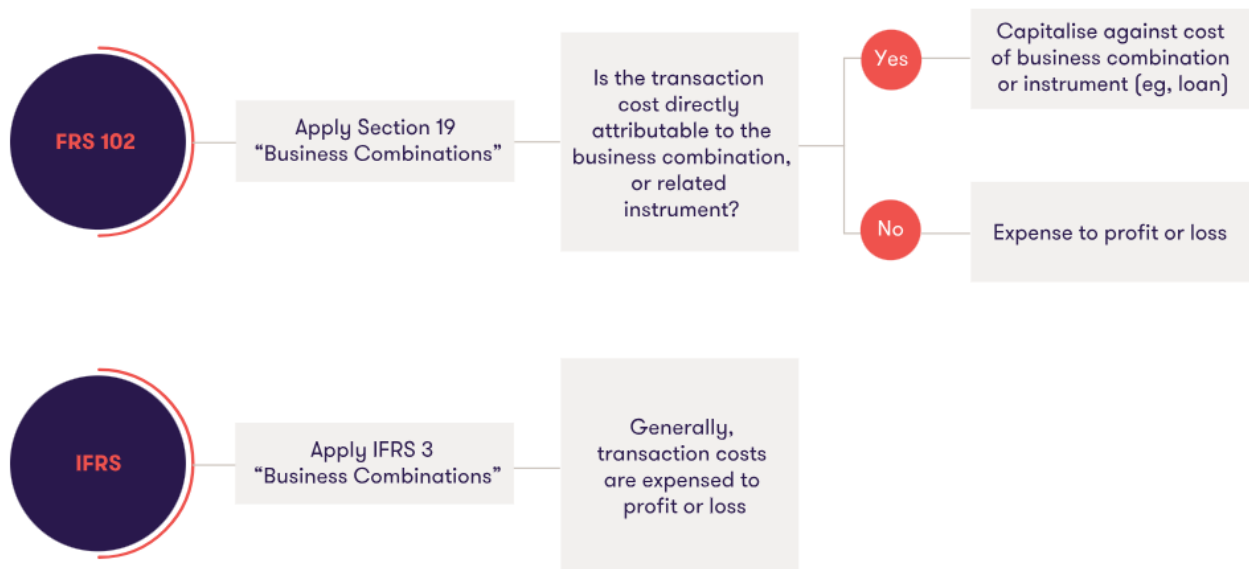
本稿では、M&A における会計処理について、特に国際財務報告基準（IFRS）と英国会計基準（FRS102）との差異に着目して概説いたします。

取得関連費用

取得関連費用を費用計上する必要がある IFRS とは異なり、FRS102 では、費用処理するのではなく、取得原価の一部として資産化することが求められています。原則として、取引がなければ当該コストが発生しなかったと考えられる場合、当該取引コストは、その取引に関連する項目に対して資産化することが求められます。

経営者は、投資の一部として発生した取引費用を分析し、発生の経緯、また、連結時の取り扱い含め、どのように会計処理すべきかを確定する必要があります。

以下のフローチャートは、どのフレームワークが適用されるかに応じて、会計上の要件を示したものです。



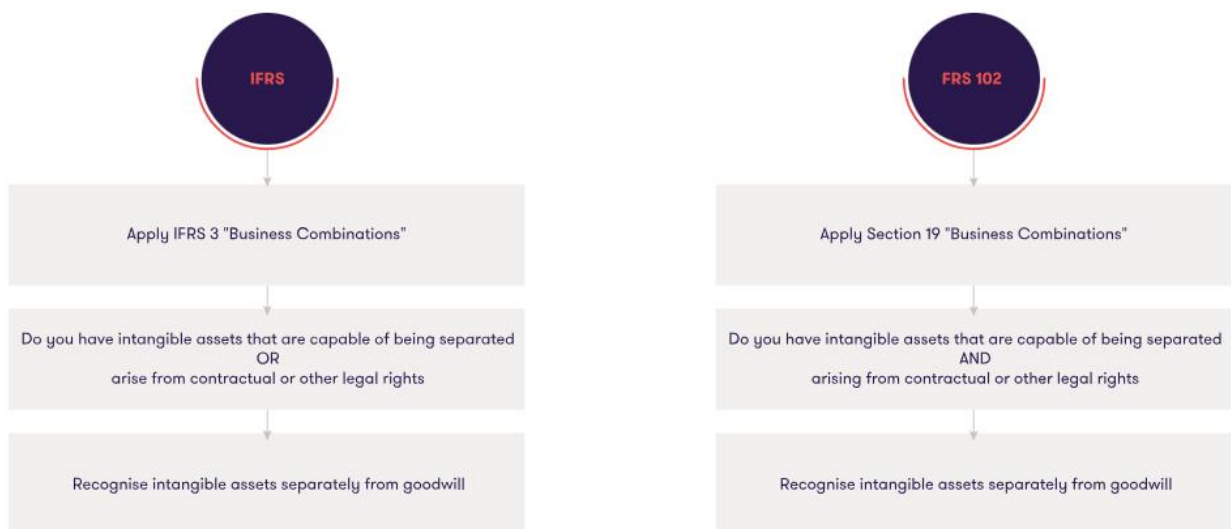
なお、負債性金融商品の発行に関連する取引費用に関しては、IFRS と FRS102 共に、負債発行にかかる直接的な費用を（費用処理ではなく）金融商品に対して資産計上することで、原則として整合していることに留意が必要です。同様に、両基準は、取引の一環として発行された資本性金融商品は、取引費用（直接関連する場合）控除後の公正価値で測定されるべきであると規定しています。

取得原価配分（PPA）

対象企業の買収は、会計上企業結合となり、グループの連結財務諸表において買収に係る特別な会計処理が必要となります。これは、通常このような取引を扱わない財務・経理チームにとっては、新たな挑戦となるかもしれません。財務報告の枠組みにもよりますが、買収対象企業で以前は認識されていなかった個別に識別可能な無形資産を含む、買収した資産と負債に取得原価を配分するために、取得原価配分（PPA）の作業が必要となる場合があります。

これには通常、評価に関する専門知識が必要であり、財務・経理チームは、特に顧客との契約やブランドなどの項目の評価において、専門家と連携して公正価値評価の要否を検討する必要があります。

なお、両基準における識別可能な無形資産の範囲には下図のとおり相違があるため（分離可能性と法律要件に関する取り扱い（"AND"か"OR"か））、留意が必要です。



その他

以下の会計処理についても、該当する場合、両基準の差異に留意する必要があります。詳細過去のニュースレターをご参照下さい。

- [アーンアウトに係る会計処理](#)
- [近時見込まれる FRS102 の改正](#)

以上